

地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～17
全国市長会提出資料	全国市長会	18～44
全国町村会提出資料	全国町村会	45～62

地方分権改革に関する提案募集に係る意見

R4.8.29
全国知事会

- 本年の提案募集においても重点募集テーマとして設定されている「計画策定等」は、地方にとって過大な負担となっているものがあり、関連する提案について特に積極的な対応を求める。
 - 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」の各府省第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。
 - 「各府省の計画策定等における見直しの検討状況について」も、対応困難とされたものが多く、積極的な対応を求める。
- ↳
- これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、特に、義務付け・枠付けの見直しに関する提案について迅速な対応を求める。

1 計画策定等

1 - 1 地方からの計画策定等に関する提案・・・68件 重点事項50件

1 - 2 各府省の計画策定等における見直し

・・・見直しについて検討（A）53件

2 義務付け・枠付けの見直しに関する提案・・・76件 重点事項50件

～ うち2件は「従うべき基準」の見直し関係 ～

1 - 1 計画策定等に係る提案について (1/5)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」について（抄）

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日
閣議決定

第4章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担 （前略）

2 国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

（後略）

○ 各府省には「経済財政運営と改革の方針2022」に記載された原則を遵守いただきたい。

1 - 1 計画策定等に係る提案について (2/5)

計画策定等に関する提案・・・68件 うち、全国知事会 共同提案抜粋＞

一つの提案で複数の対応を求めている場合があるため、分類ごとの件数の合計と全体件数は一致しない。

●策定そのものの廃止を求める提案 17件

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画 (No.4)
- ・土地利用基本計画 (No.130、179)
- ・日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針 (No.131)
- ・都道府県障害(児)福祉計画 (No.133、134)
- ・地方スポーツ推進計画 (No.137)
- ・医療計画と関係計画との統廃合等 (No.282、283)

ω

●他の計画と一体化又は他の手段と代替すべきことを求める提案 19件

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく都道府県計画 (No.135)
- ・瀬戸内海指定物質削減指導方針、瀬戸内海環境保全府県計画 (No.138、139)
- ・DV防止法に基づく都道府県基本計画を都道府県男女共同参画計画と一体的策定可へ (No.281)

●策定等に係る手続(認定・協議等)について見直しを求める提案 21件

- ・地域公共交通利便増進実施計画 (No. 3、263)
- ・総合保養地域整備基本構想 (No. 5)
- ・地震防災緊急事業五箇年計画 (No. 6、170)

●記載事項について見直しを求める提案 15件

- ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画 (No.136、167)

●期間の認定について見直しを求める提案 4件

1 - 1 計画策定等に係る提案について (3/5)

重点番号67 (No.282、283) < 全国知事会 共同提案 >

・医療計画と関係計画との統廃合等

生じている支障

都道府県においては、「がん対策推進計画」及び「循環器病対策推進計画」の作成が義務付けられている。一方で、都道府県に定めることとされている「医療計画」に記載する事項として、「がん」、「脳卒中」及び「心筋梗塞等の心血管疾患」が示されている。

その結果、同じ疾病に関して、**記載内容・趣旨が重複する計画を複数策定すること**となっている。

提案内容

都道府県の判断において、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画について、医療計画等に必要な項目を整備することで**代替可能**としてはどうか。

都道府県の判断において、「都道府県がん対策推進計画」及び「都道府県循環器病対策推進計画」の記載をもって、医療計画における「がん」、「脳卒中」及び「心筋梗塞等の心血管疾患」の記載については**代替可能**としてはどうか。



制度改正による効果

重複する内容の複数の計画を作成する必要性がなくなることにより、計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。

1 - 1 計画策定等に係る提案について (4/5)

< 制度的課題の検討の必要性 >

- 新たな義務付け・枠付けに対して、法令協議等を通じた十分なチェックを行う仕組みが確立されていない。

< 令和4年提案のうち、第3次勧告（H21.10）後に、新たに設けられた義務付け・枠付けに関する提案 >

- ・循環器病対策推進計画の廃止（No.282） 全国知事会共同提案
健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）により、都道府県が循環器病対策推進計画を策定することを義務付け。

5 参考（都道府県循環器病対策推進計画）

第十一条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

（厚生労働省の一次回答）

計画の趣旨等が他計画とすべて合致するわけではないため、他の計画ですべて代替することは困難。他の計画と重複する内容がある場合は、各都道府県において、一方の計画で、他方の計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することは差し支えない。

- 「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を実現すること

1 - 1 計画策定等に係る提案について (5/5)

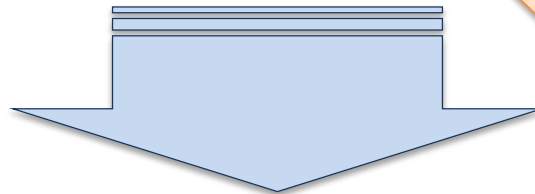
< 制度的課題の検討の必要性 >

○ 通知・告示・省令等の形式に基づく（法律又は政令に基づかない）義務付け・枠付けが存在している。

< 令和4年提案のうち、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けに関する提案 >

・地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止（No.58）

○ 令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱改正により、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することを義務付けた。併せて、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することを義務付けた。



（国土交通省一次回答）
地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない。

○ 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、通知・告示・省令等の形式に基づく（法律又は政令に基づかない）義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること

1 - 2 各府省における計画策定等の見直しの検討状況について (1/2)

R4.5.13付けでR4.6.1時点の計画策定における見直し検討状況が内閣府から各省庁へ照会された。

■ 調査表 「法律に根拠があるもの」のうち、
『地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもの』

A 1 (法令改正を伴うもの) 10件 (※実施済み5件含む)

A 2 (通知等の改正によるもの) 37件 (※実施済み18件含む)

【A 1】一部抜粋

- ・都道府県障害（児）福祉計画、市町村障害（児）福祉計画 障害者部会で検討 R4年中に厚生労働省告示改正予定。
- ・「子ども・若者育成支援推進法」（努力義務）及び「子ども貧困対策の推進に関する法律」（努力義務）に基づく都道府県及び市町村計画は、「その他の子どもに関する施策を記載する計画」と一体的策定可能な旨、R4.6.15に成立した「こども基本法」（令和4年法律第77号）第十条第四項に規定され、今後、施行準備が行われる。

【A 2】一部抜粋

- ・定時制及び通信教育の運営に関する総合計画等 今年度中に既存計画との統合が可能な旨、周知。
- ・定員管理・給与適正化計画 R4.4月までに記載内容の一部削除等、様式の簡素化を検討。
- ・地域再生計画 同計画並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画の提出窓口のR5年度事業申請からの一本化、R5年度事業申請から様式の本一化に向けて引き続き検討。
- ・耐震改修促進計画、賃貸住宅供給促進計画、市町村空家等対策計画、マンション管理適正化推進計画、地域住宅計画 R3.6月、住生活基本計画等と統合して策定が可能な旨、通知発出済。
- ・高齢者居住安定確保計画 R3.4月、住生活基本計画等と統合して策定可能な旨、通知発出済。
- ・都道府県第二種特定鳥獣管理計画 R3.12月、手続きの合理化・簡素化を図ることが可能な旨等を明確化した通知発出済。

1 - 2 各府省における計画策定等の見直しの検討状況について (2/2)

■ 調査表 「政省令及び通知・マニュアル等により策定を要請しているもの」のうち、
『地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもの』

A 1 (法令改正を伴うもの) 0件

A 2 (通知等の改正によるもの) 6件 (※実施済み1件含む)

【A2】

・地域国際交流推進大綱

→ 地域国際化協会を同大綱に位置づけることを不要とする方向で今年度中に見直し予定

・地域経済循環創造事業実施計画書、分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）実施計画書

→ R5年度様式から実施計画書の簡素化（項目の統合等）を行う方向で見直し予定

・経営改善計画

→ R4.11月までに記載を簡素化する方向で見直し予定

・旧公害防止対策事業計画

→ 計画の記載内容を一部削除する等、様式の簡素化を検討

・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画

→ 様式の簡素化や記載事項の省略化について要綱を一部改正済（R4.3月）

2 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（1/3）

< 基本的考え方 >

【義務付け・枠付けの見直し】

- 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。

「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」235件のうち、義務付け・枠付け関係は76件
重点事項50件。

②【「従うべき基準」の見直し】

- 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。
- 第3次勧告等の趣旨を踏まえ、「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。

義務付け・枠付け関係76件の提案のうち、「従うべき基準」に関する提案は2件であり、「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」等に改めることで根本的に支障が解消される見込み。

なお、「従うべき基準」に関する提案2件は医療・福祉分野。

2 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（2/3）

<令和4年提案>

義務付け・枠付けの見直しに関する提案（「従うべき基準」関係以外） … 74件

- ・介護予防支援に係る民間法人の参入（No.1）
- ・建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し（No.16）
- ・会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立（No.89）
- ・オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止（No.97）
- ・登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用（No.117）
- ・セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化（No.171）

「従うべき基準」に関する提案 … 2件

- ・小規模保育施設の職員配置基準の緩和（No.29）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の中で、小規模保育施設（A型）においては、従事者全員が保育士資格を有する必要があると規定。その上で保育所の配置基準に加えて1名の保育士が必要となっている。

（内閣府・厚生労働省一次回答）
保育の質・安全性を担保するため、実現することは困難。

- ・介護保険制度における訪問リハ及び通所リハの指定基準の緩和（No.154）

2 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（3/3）

< 従うべき基準について >

- 第2次勧告のメルクマールや第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しの具体的方針が十分に機能していない。特に、福祉分野の施設の職員の資格基準、配置基準、面積基準を中心に「従うべき基準」が多用されており、地方自治体の自主性や自由度が狭まっている。

全国一律の「従うべき基準」による支障を起因として多くの提案がなされてきたが、関係府省は質・最低水準の確保等を理由に対応が困難と回答。

< 平成26年から令和4年までの福祉分野における「従うべき基準」に関する提案 >

年	件数	主な提案内容
平成26年	59件	・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法にかかる「従うべき基準」の見直し
平成27年	8件	・訪問看護ステーションの開業要件の緩和 ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和
平成28年	12件	・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し ・保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し
平成29年	23件	・放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化等 ・保育所等の人員配置基準の緩和
平成30年	10件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準緩和 ・児童養護施設の保育士配置の基準緩和
令和元年	7件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し
令和2年	5件	・小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し ・保育所における居室面積に関する基準の見直し
令和3年	2件	・保育室等の居室面積に関する基準の緩和特例措置期限の廃止 ・居宅療養管理指導の人員基準の見直し
令和4年	2件	・小規模保育施設の職員配置基準の緩和 ・介護保険制度における訪問リハ及び通所リハの指定基準の緩和

- 「従うべき基準」については制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化するなど、第2次・第3次勧告の趣旨を踏まえて義務付け・枠付けの見直しを行うこと

3 全ての提案に共通して国に対処を求める事項

○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全ての提案に共通して以下の事項を求める。

- ・ 地方公共団体における計画等の策定は、努力義務規定や「できる」規定であっても、国庫補助金等の交付要件となるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在しているため、制度的な課題として計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下がみられる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど横断的な見直しを行うこと。
- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
- ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

○ 全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって 対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。

以下、参考資料

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R4.7.28決議（1/3）

地方分権を実感できる改革の深化

○「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、地方分権改革有識者会議において、提案募集方式の取組に加え、制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ 特に「従うべき基準」によって、制度の細かな運用の部分まで国が関与していることから、保育所における保育室等の居室面積に関する基準や訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準をはじめとして、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、見直しの実現に向けた検討を進めること。

14

○自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。

○事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R4.7.28決議（2/3）

地方分権を実現するための枠組みの強化

○「提案募集方式」の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象として、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課することなく、また、個々の支障事例に拘泥せず、地方分権改革有識者会議等において見直しを行うなどの改革を図ること。加えて、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

全国知事会「分権改革の推進について」（抜粋）R4.7.28決議（3/3）

計画策定等の見直し

は

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。地方分権改革有識者会議においても、令和3年から「提案募集方式」において「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、見直しに向けた取組や検討が行われた結果、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」が取りまとめられ、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において政府の基本方針とされたことは評価する。ついては、その方針を実行していくため、各府省自らが積極的な見直しに取り組むことを含め、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。
- ・ 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、地方分権改革の理念に基づき、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。
- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ・ 今後、計画等の策定による地方の負担が増大することがないよう、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

全国知事会「新たな日本の創生に向けた提言」（抜粋）R4.5

2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

地方との実質的な対話・連携による施策の推進や立法プロセスへの地方の関与の仕組みの強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策や地域医療の確保等の国・地方に共通する様々な政策課題に関して、国と地方が率直に意見交換し、共同して政策形成を行う基盤となる場を設けるとともに、国と地方の協議の場に分野別分科会を設置するなど、国と地方が実質的に協議をしながら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。

令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 市 長 会

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 計画の策定等については、「骨太の方針 2022」に記載された原則を遵守し、都市自治体が進める主体的な取組を阻害することのないよう、計画策定等を規定する法令の見直し、計画の記載事項や策定手続の簡素化、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

令和4年8月22日

全国市長会意見 重点事項の内訳

重点の全体像	重点事項 提案数	全国市長会の意見	都市行政対象外事項
		提案の実現に向けて検討を求める ※()は、特に意見を付した項目件数	
1. デジタルの活用	14	13 (1)	1
2. 子どもを産み育てやすい社会の実現	15	15 (0)	0
3. 社会保障制度の基盤強化	4	4 (2)	0
4. その他行政手続きの効率化	10	10 (2)	0
5. 計画策定等に関する見直し	67	57 (4)	10
合計	110	99 (9)	11

1 デジタルの活用

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県 重点1	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町	登記所から都道府県に直接通知されることがされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	—
42	山口市 重点2	館林市、浜松市、鹿児島市	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	—
125	福井市、福井県 重点2	花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	—
97	新潟県、岐阜県 重点3	宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止	—
113	関西広域連合 重点3	茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—

1 デジタルの活用

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
114	関西広域連合 重点3	茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
115	関西広域連合 重点3	宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
116	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点3	茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
117	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点3	宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
118	熊本市、船橋市、長崎市 重点4	札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県	障害支援区分認定調査のオンライン化	提案の実現に向けて、早急な課題の把握と対応の検討が必要であるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

1 デジタルの活用

管理 番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
127	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点5	北海道、仙台市、山形県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、島根県、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	—
128	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点5	北海道、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	—
171	川西市、兵庫県 重点6	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	—
288	大府市 重点6	いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	—

2 子どもを産み育てやすい社会の実現

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
193	指定都市市長会 重点7	札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	—
231	浜松市 重点7	高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	—
232	浜松市 重点7	札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	—
204	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市 重点8	札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	—

3 社会保障制度の基盤強化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
1	さいたま市 重点10	宮城県、仙台市、春日部市、入間市、富士見市、江戸川区、三鷹市、相模原市、平塚市、海老名市、浜松市、草津市、大阪市、高松市、熊本市、大分県、沖縄県	介護予防支援に係る民間法人の参入	提案の実現を求めるものであるが、地域包括支援センターについては年々業務負担が増加しており、介護報酬額の見直しや業務負担が軽減するような取り組みの推進を図るべきとの意見が寄せられているため、配慮していただきたい。
19	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市 重点11	多賀城市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、所沢市、千葉市、江東区、神奈川県、相模原市、平塚市、海老名市、新発田市、山梨県、飯田市、岐阜市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、寝屋川市、兵庫県、加古川市、広島市、萩市、松山市、長崎市、大村市、熊本市	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	窓口業務における負担軽減を図るため、提案の実現を求める。
192	指定都市市長会 重点11	北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	—
79	山都町 重点12	別海町、千葉県、柏崎市、長野県、浜松市、京都府、高知県	介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等	—

4 その他行政手続の効率化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
81	砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 重点13	伊勢崎市、練馬区、三島市、豊橋市、京都市、兵庫県、広島市	公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること	事務負担軽減が期待できるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。
15	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町 重点14	宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、橘川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること	今後、更新事務が急激に拡大することも想定されるところであり、市区町村窓口での対面によらない更新手続きの導入も含めマイナンバーカードの利便性向上に向けて引き続き幅広く検討していただきたい。
90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 重点14	宮城県、郡山市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県	マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること	—
246	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市 重点14	宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、橘川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	—

4 その他行政手続の効率化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
280	宮崎市 重点14	宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	—
16	今治市 重点15	さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎市、鹿児島市	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	—
27	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会 重点16	札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	—
86	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会 重点16	札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	—
89	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合 重点17	秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市	会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立	—

4 その他行政手続の効率化

管理 番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
245	特別区長会 重点18	ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
2	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 重点19	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県	過疎地域持続的発展方針の廃止等	—
14	高山市 重点19	宮城県、長野県、京都市	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	—
166	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 重点19	宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	—
3	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 重点20	宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	—
263	神戸市 重点20	宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、高知市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等	—
4	鳥取県、兵庫県、全国知事会 重点21	—	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
5	鳥取県、兵庫県、和歌山県、 全国知事会 重点22	宮城県、岡山県、福岡県	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	—
6	鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会 重点23	宮城県、千葉県、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること	—
170	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点23	宮城県、千葉県、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県	地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	—
8	島根県 重点24	宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	—
58	香川県、徳島県、愛媛県、高知県 重点25	宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県	地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止	—
72	広島市 重点26	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
269	神戸市 重点26	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	—
102	新潟県、群馬県 重点27	宮城県、神奈川県、川崎市	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	提案の実現を求めるものであるが、市町村の県補助金等の歳入への影響や事務負担への影響に対して懸念を示した自治体があるため、その点については配慮していただきたい。
103	新潟県 重点28	宮城県、秋田県、埼玉県、徳島県、宮崎県	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理	—
130	広島県、全国知事会 重点29	伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県	土地利用基本計画の策定義務の廃止	—
179	千葉県、長野県、高知県 重点29	宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	—
131	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会 重点30	仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
133	広島県、広島市、全国知事会 重点31	長野県、高知県、大分県、宮崎県	都道府県障害福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	—
134	広島県、広島市、全国知事会 重点31	長野県、高知県、大分県、宮崎県	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	—
135	広島県、宮城県、広島市、全国知事会 重点32	長野県、京都府	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	—
136	広島県、宮城県、広島市、全国知事会 重点33	長野県、京都府、沖縄県	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	—
167	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点33	宮城県、白鷹町、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	—
137	広島県、全国知事会 重点34	茨城県、寝屋川市、高知県、五島市	地方スポーツ推進計画の廃止	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
138	広島県、愛媛県、全国知事会 重点35	—	瀬戸内海環境保全府県計画の策定に係る他の計画との一体的策定	—
139	広島県、愛媛県、全国知事会 重点35	—	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	—
140	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 重点36	札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	—
252	神戸市 重点36	花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実	提案の実現を求めるものであるが、都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開すべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
141	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 重点37	栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化	—
165	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合 重点38	北海道、宮城県、富谷市、川崎市、相模原市、新潟県、新発田市、稲沢市、京都市、城陽市、高松市、今治市、長崎県、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
173	京都市 重点39	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本県、大分県、那覇市	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	—
258	神戸市 重点39	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	—
185	山形県、宮城県 重点40	神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	—
194	指定都市市長会 重点41	いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止	—
195	指定都市市長会 重点42	いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止	—
198	指定都市市長会 重点43	千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	積極的な提案の実現を強く求める。

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
199	指定都市市長会 重点44	札幌市、花巻市、宮城県、白鷹町、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等	—
202	岐阜県、高知県 重点45	宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	—
220	群馬県 重点46	ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	—
221	群馬県 重点46	ひたちなか市、前橋市、館林市	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	—
239	長野県 重点47	宮城県	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	—
240	長野県、愛知県 重点48	高崎市、京都市、熊本市	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
253	神戸市 重点49	花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	—
254	神戸市 重点50	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	—
255	神戸市 重点51	青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	—
256	神戸市 重点52	宮城県、郡山市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、富士市、小牧市、岡山県、広島市、宇和島市、嘉麻市	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	—
257	神戸市 重点53	盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	—
259	神戸市 重点54	前橋市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、京都府、京都市、熊本市、沖縄県	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
260	神戸市 重点55	茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	—
261	神戸市 重点56	いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	—
262	神戸市 重点57	宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	—
264	神戸市 重点58	伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	—
265	神戸市 重点59	伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	—
266	神戸市 重点60	高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
267	神戸市 重点61	相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山市	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	—
268	神戸市 重点62	札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	提案の実現を求めるものであるが、今後も計画策定を義務付けたり、財政措置の要件とならないようにすべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
270	神戸市 重点63	千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	—
275	愛知県 重点64	宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岡山県、山口県	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	—
279	愛知県 重点65	札幌市、群馬県、千葉県、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	—
281	群馬県、全国知事会 重点66	茨城県、栃木県、神奈川県、沖縄県	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化	—

5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
282	全国知事会、群馬県 重点67	長野県、山口県、高知県	循環器病対策推進計画の廃止	—
283	全国知事会、三重県 重点68	栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	—

6 重点項目以外

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
37	北広島市	室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化	提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
73	岡山県、宮城県、中国地方知事会	長野県、鳥取県、島根県、徳島県、大分県	農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せずに実施すること	事業実施主体が民間事業者であっても市町村が活性化計画を作成する必要があるため、県と情報を共有するために県を経由した要望量調査は一定の意義があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
87	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県	いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋市、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化	提案の実現を求めるものであるが、市町村の負担とならないよう配慮していただきたい。
105	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	宮城県、群馬県、前橋市、山梨県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、大分県、別府市	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	提案の実現を求めるものであるが、オンライン化によりかえって事務負担となるとの懸念を示した自治体もあり、その点については配慮していただきたい。
156	豊田市	高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、嘉麻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加	提案の実現を求めるものであるが、見直しにあたっては地域実情に応じて対応が可能となるよう配慮していただきたい。

6 重点項目以外

管理 番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
160	兵庫県、滋賀 県、京都府、大 阪府、西宮市、 洲本市	さいたま市、川崎 市、名古屋市、 沖縄県	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法 第19条の規定による入院勧告等の実施主 体に関する見直し	現行制度の継続を望む自治体と現行制度にならざるを得ないと考える自治 体があり、慎重に検討されたい。